

令和4事業年度の財務諸表及び決算報告書に関する意見書

預金保険法第40条第2項の規定に基づき、預金保険機構の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4事業年度の財務諸表（法令等に基づき区分したすべての勘定に係る勘定別の財産目録、貸借対照表及び損益計算書）及び決算報告書（各勘定に係る収入支出決算書、債務に関する計算書及び予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果）について監査いたしました。その結果は、以下のとおりです。

1. 財務諸表は、法令及び規程等に準拠して、預金保険機構の各勘定の財政状態及び経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
2. 決算報告書は、預金保険機構の予算の区分に従い、法令及び規程等に準拠して作成されているものと認めます。

令和5年6月5日

預金保険機構

監事 坂本裕子

